

該当箇所 (ページ数など)	ご意見・ご質問	修正	回答
目次	目次で示されているページが途中からずれています。	有	修正します。
3 11行目	「外国籍の人のサービス利用が増加し、生活習慣の違いや背景を理解した上での支援が必要となっている」ということですが、外国籍の人に特化したサービス(例えば計画相談員との話し合いや、通院時に通訳の方を派遣するなど)を教えてください。	無	市の業務に関わる手続き(窓口での相談や認定調査等)につきましては、通訳の同行が可能です。しかし、相談支援専門員や事業所との話し合い、通院等には派遣することができませんので、個人(または事業所)で通訳を探していただく必要があります。 簡単な日本語であれば理解いただける方も多く、市では「やさしい日本語」の研修会を開催しています。
4	療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数・障害福祉サービス支給決定者数で2019(令和元)年度が前の計画にも掲載されていますが、2022(令和4)年度と比較する意味で掲載されていますか	無	計画策定時における最新の実績と比較し、伊賀市における増減傾向を知っていただく意図で掲載しています。
5 【市の目標値】 2～5行目	「～ながら、～行うとともに、～連携し、～するとともに、～します。」 *上記の文意が伝わりづらいように思うのですがいかがでしょうか。1つの文章の中に「～とともに」という言葉が2度出てくるからでしょうか。ご検討をお願い致します。	有	「地域移行を行うために必要なサービスの整備を図りながら、施設への聞き取りや本人の意向確認を <u>行い</u> 、…」に修正します。

5	<p>「…施設入所者数を5人削減するとともに、…」の箇所、<u>削減</u>という言葉が適当かどうか、いかがでしょうか。このことにかかる表についても同様です。</p>	無	<p>計画策定の指針として、国が示している「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第三百九十五号）【令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後の全文】において、施設入所者数の地域移行に合わせて、施設入所者を減らす表現を「削減」としていることから、同じ言葉を引用しています。</p>
6 【市の目標値】 表の中にある考え方の文章	<p>「圏域体制での協議の場を今後も引き続き行う。」</p> <p>*「協議の場」は「設ける」あるいは「設置する」に続く方が分かりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>	有	<p>【考え方】「圏域体制での協議を今後も引き続き行う。」に修正します。</p>
7 市の目標値	<p>「障がいのある人と企業の求めることの認識の違いにより、求人率は増加しているものの、<u>一般就労につながらないケース</u>があります」というところで、</p> <p>①認識がどのように違うのか教えていただきたいです。 ②具体的な例を教えていただいてもよろしいでしょうか。</p>	無	<p>&lt;ハローワーク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の求める能力に本人の能力が達していない、一般就労につながっても、本人が働いてみたら思っていた仕事と違い、直ぐに退職してしまうケース。</li> <li>・就労継続支援B型事業所に通所しているが、継続して毎日通所できておらず、また支援者の言うことが聞けず、個人でハローワークへ来て応募希望されるようなケースは、就労準備性が整っておらず、一般就労へつながらないことがあります。</li> <li>・応募したい求人がない（通勤、賃金、仕事内容など）。</li> </ul>
10 【国の指針】 1～4行目	<p>*【資料3】の3ページにある記載内容が伝わりづらいように思うのですがいかがでしょうか。「総合的な相談支援」という言葉が、後ろの文章とつながってこないように思います。</p> <p>「…各市町村において、地域の相談支援体制の強化…（中略）…相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援体制を確保することを基本としています。」とする方が文意が伝わってくるように思います。</p>	有	<p>左記の表記に修正します。</p>

<p>10 【市の目標】</p>	<p>第6期計画の中では、基幹相談支援センターとして障害福祉と介護保険サービスをつなぐ役割について具体的な表記となっていました。この点の説明をお願いします。</p>	<p>無</p>	<p>第7期計画の中では、第6期で表記していた内容と異なっていますが、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する利用者は増加しており、引き続き基幹相談支援センターが両サービスをつなぐ役割を担います。</p>
<p>10 市の目標 7行目</p>	<p>「今後、基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの支援体制の見直しを行い、市で行う相談支援を基幹相談支援センターに集約し…」というところで、基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターの仕事の分け方はどのようになりますか。相談に行く人はどちらに行けばよいのかわかるようになっているのでしょうか。</p>	<p>無</p>	<p>平成18年に障がい者相談支援センターが、平成30年に障がい者相談支援センター内に基幹相談支援センターが設置されました。それぞれ担当者がおりますが、同一所内であることを強みに役割を補い合いながら運営してきました。基幹相談支援センターに集約することで障がい者相談支援センターの名称は消失しますが、従来通りの運営となることが見込まれます。</p>
<p>11 【国の指針】 2行目 【市の目標】 1～4行目</p>	<p>【国の指針】2行目「…体制を構築することを基本としています」の後の句点が抜けていますのでご確認ください。 「～把握することで、～検証するため、～研修等へ積極的に参加します。」 *上記の文意が伝わりづらいように思うのですがいかがでしょうか。 「検証するため」に研修会等へ参加するわけではないと思いますし…。</p>	<p>有</p>	<p>【国の指針】の語尾に句点を加えます。 【市の目標】「市の職員は、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているか検証を行なっていくことが求められているため、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行います。」に修正します。</p>
<p>11</p>	<p>【国の指針】の語尾に句点がありません。 【目標値】障害福祉サービス等に係る研修への参加の箇所での考え方の「職員の参加人数」の「職員」はどこ職員ですか。 【目標値】障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の事業所との共有は 審査結果を事業所と共有のことでしょうか</p>	<p>有</p>	<p>【国の指針】の語尾に句点を加えます。 【目標値】職員は障がい福祉課の職員です。 【目標値】「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有」に修正します。 【考え方】「事業所との共有回数」に修正します。</p>
<p>12</p>	<p>1-1障がい児に対する重層的な地域支援体制の【市の目標】で「こども発達支援センター」を「各関係機関」に変更お願いいたします。 理由としましてこども発達支援センターのみではなく、障がい福祉課や健康推進課や保育幼稚園課や事業所等が連携していくものです</p>	<p>有</p>	<p>「こども発達支援センター、保健、障がい福祉、保育、教育などの関係機関や事業所などと、…」に修正します。</p>

<p>13 【市の目標値】 1行目</p>	<p>「～重症心身障がい児を対象とする児童発達支援及び～」 *「児童発達支援」→「児童発達支援事業所」ではないでしょうか。 同ページ【市の状況】1行目には「児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所」との標記があります。ご確認をお願いします。</p>	<p>有</p>	<p>「児童発達支援事業所」に修正します。</p>
<p>13 市の状況 4行目</p>	<p>「医療的ケア児の支援については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の連携強化に向けた協議を行っている」ということですが、具体的にどの機関(部署)の方が、どのような取り組みをされているのか教えていただきたいです。</p>	<p>無</p>	<p>現状としては庁内の防災危機対策局、学校教育課、医療福祉政策課、保育幼稚園課、健康推進課、子ども発達支援センター、障がい者相談支援センター、障がい福祉課が「にじいろネット」として定期的に連携強化に向けた協議を行っています。</p>
<p>13</p>	<p>重症心身障がい児(者)、特に医療的ケア児(者)への支援体制で、生活介護やショートステイを受け入れられる事業所が少ないように思いますが、現状を教えてください。</p>	<p>無</p>	<p>医療的ケア者が利用できる、看護師が配置されている生活介護事業所は市内2か所であり、医療的ケア児(者)が利用できる短期入所事業所は県内7か所です。医療的ケアを必要としない重症心身障がい児(者)の方は、個人の身体状況に合わせ、福祉型の事業所を利用されている方もいます。</p>
<p>13</p>	<p>P13～14の表が途中で切れていますが、P14には、かなり余白があります。 表をすべてP14に記載し、P13の表があるスペースにカット等を入れた方が読みやすくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>有</p>	<p>レイアウトを修正します。</p>
<p>14</p>	<p>1-2重症心身障がい児・医療的ケア児への支援体制の表【目標値】2026(令和8)年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の数値は継続の意味ですか 1-2重症心身障がい児・医療的ケア児への支援体制の表【目標値】2026(令和8)年度末の医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置で市1人配置となっておりますが既に市は1人配置してくれてますが、増員という意味ですか</p>	<p>無</p>	<p>【目標値】協議の場の設置については、継続を意味しています。 【目標値】1人配置は、継続して配置するという意味であり、増員ではありません。</p>

23	「…目標値には達していませんが利用実績は増加しています。」の箇所、利用実績は増加しているのですか？	無	令和5年度実績見込みでは減少しているものの、平成30年度から令和4年度までの利用実績は増加しています。 平成30年度：3人、令和元年度：2人、令和2年度：7人、令和3年度：12人、令和4年度：12人、令和5年度（見込）：9人 ※平成30年度および令和元年度の実績については、第6期伊賀市障がい福祉計画にも掲載しています。
23	【現状値】放課後等デイサービスの2023（令和5）年度見込の実人数実績「191」人と掲載されていますが、【目標値】の2024（令和6）年度・2025（令和7）年度の方が実人数が低いです	有	当初は、2023（令和5）年度の見込値ではなく、2022（令和4）年度実績から推計していましたが、利用者及び事業所の増加より、以下のとおり見直します。 2024（令和6）年度：200人、2,400日、2025（令和7）年度：210人、2,520日、2026（令和8）年度：220人、2,640日
本冊 23 資料3 12	放課後等デイサービスの2023年度実績2,324人に対し、2024年度見込みが2,160人と減っている。現状分析で年々増加となっていることに矛盾している。	有	当初は、2023（令和5）年度の見込値ではなく、2022（令和4）年度実績から推計していましたが、利用者及び事業所の増加より、以下のとおり見直します。 2024（令和6）年度：200人、2,400日、2025（令和7）年度：210人、2,520日、2026（令和8）年度：220人、2,640日
24	「…市職員としての対応要領に基づき、」の箇所、市職員の記載は前後の内容と関連があるのでしょうか。	有	【事業内容】【目標値の見込方】地域の住民の他、市職員等に向けても研修や啓発を行っているため、「地域の住民に…」を、「地域の住民等に…」に修正します。 ・地域生活支援事業の必須事業である理解促進研修・啓発事業として、年2回市民や職員向けに障がい福祉研修を実施しています。その中で市職員が習得する知識や見識とともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領に基づく障害者差別解消に向けた取組を、積極的に進めていくこととしています。
24	③地域生活支援事業の内容と見込量①理解促進研修・啓発事業の【目標値の見込方】の4行目「紛争解決」の「紛争」という文言は厳しく感じられます p24以降の【目標値】の表の「実施」の文言は「値」にふさわしくないと考えられます 「実施」という文言を生かすのであれば、表ではなく文章掲載の方が望ましいと思います	無	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の中で、「紛争」という言葉が用いられています。 ・現行の第6期伊賀市障がい福祉計画以前より「実施の有無」を目標値と設定し、実施有を「実施」としています。

26	⑥意志疎通支援事業【目標値】手話通訳者設置事業の実設置者数各年度「-」の意味は何ですか	無	2022(令和4)年度より手話通訳者の設置ができておりません。手話通訳者の募集は2023(令和5)年度で一旦止めておりますが、人材が見つかり次第、設置に向けた予算措置等を行う予定であることから、2024(令和6)年度以降の実設置者数を「-」としています。
28	「屋外での移動が困難な障がい者などについて、社会生活…」の箇所、人に接続するときは、障がい者などに対して、とかの方が良いのではないのでしょうか。他のページでもあると思います。	有	12ページ文中「障がいのある子どもについて、…」、28ページ文中「障がい者などについて、…」の「について、」を「に対して」に修正します。
30ページ⑥	下線部の修正について 【事業内容】 2018年(平成30年)に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、2020年(令和2年)に策定された「伊賀市文化振興ビジョン」の理念に基づき、個性や能力が <u>発揮</u> できるよう、創造機会の拡大や発表機会の確保、評価、 <u>販売</u> 等の促進のための取り組みを行います。	有	以下のように修正します。 【事業内容】 2018年(平成30年)に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、2020年(令和2年)に策定した「伊賀市文化振興ビジョン」の理念に基づき、個性や能力を <u>発揮</u> できるよう、創造機会の拡大や発表機会の確保、評価 <u>等</u> の促進のための取り組みを行います。
31	「…多くの場を通して目にしていただける機会を設けます。」の箇所、 <u>多くの機会を設けます</u> 、で良いのではないのでしょうか。	有	「…など、目にしていただける多くの機会を設けます。」に修正します。

「第7期伊賀市障がい福祉計画・第3期伊賀市障がい児福祉計画」最終案に関するご意見・ご質問

該当箇所 (ページ数など)	ご意見・ご質問	修正	回答
10,11	<p>各目標値は年間の数字？ 他の目標値は「年〇回」、「令和8年度末までに」などの記載があるが、この部分はどの期間における目標値なのかがわからない。</p>	有	数値の前に「年」を加えます。
12	<p>「こども発達支援センター」という名称は、設置条例や設置要綱を定めておりませんので正式名称ではありません。 下記の2案を再度意見します。 ・「医療、保健、福祉、保育、教育など～」とある程度具体的に記載 ・「各関係機関～」と全体的な記載</p>	有	「保健、障がい福祉、保育、教育などの関係機関や事業所などと、…」に修正します。